



2023年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社セルム
代表者名 代表取締役社長 加島 禎二
(コード：7367、スタンダード)
問合せ先 取締役 財務経理部長 吉富 敏雄
(TEL. 03-3440-2003)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更 並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第7回定時株主総会で承認決議されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決定するとともに、当該定時株主総会において、定款の一部変更並びに監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名の選任を付議することとなりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

今般、当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

2023年6月29日開催予定の第7回定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い必要となる、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

② 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日(木)(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月29日(木)(予定)

3. 役員人事

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

(2023年6月29日開催予定の第7回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
加島 禎二	代表取締役社長	同左
吉 富 敏 雄	取締役 人事総務部・財務経理部担当	同左
井 上 卓 哉	取締役 事業企画部・東日本マーケティング部 担当 (株)ファーストキャリア 代表取締役	同左
古 我 知 史	取締役 アリストテレスパートナーズ(株) 代表取締役	同左

2. 監査等委員である取締役の候補者

(2023年6月29日開催予定の第7回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
渡 邊 龍 男	社外取締役(監査等委員)	社外取締役
広 野 清 志	社外取締役(監査等委員)	社外監査役
新 谷 美 保 子	社外取締役(監査等委員)	社外取締役

3. 退任予定の監査役

(2023年6月29日開催予定の第7回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
山 崎 教 世	退任	常勤監査役
熊 谷 均	退任	社外監査役

以上

【別紙】

(下線部分は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>② 前項並びに第<u>48</u>条第1項及び第2項に規定されている場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>② 前項並びに第 <u>43</u>条第 1 項及び第 2 項に規定されている場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>3</u>名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>4</u>名以上とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p>

<p>第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び取締役社長)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第20条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 任期満了前に退任した<u>監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である</u>取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び取締役社長)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から1名以上の代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である</u>取締役とそれ以外の取締</p>
---	---

<p>(取締役会の招集権者) 第25条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会議事録) 第30条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。</p> <p>第31条～第33条 (条文省略) (新設)</p>	<p><u>役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集権者) 第25条 (現行どおり) ② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。 ② 取締役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録) 第30条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。</p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第34条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条5項各号に掲げる事項を除く。)</u></p>
---	---

<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第 34 条 当社の監査役は、3 名以上とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第 37 条 監査役会は、監査役の中から 1 名以上の常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役に対する報酬)</p> <p><u>第 38 条 監査役に対する報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の一週間前までに発する。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、特定の監査役会について前項の招集期間を短縮しまたは招集手続きを省略することができる。</u></p>	<p><u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第 35 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から 1 名以上の常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第 36 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、特定の監査等委員会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続きを省略することができる。</u></p>
---	--

<p>(<u>監査役会の決議要件</u>)</p> <p>第40条 <u>監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(<u>監査役会議事録</u>)</p> <p>第41条 <u>監査役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席監査役がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第42条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第43条 <u>当社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第44条 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第47条 (条文省略) (剰余金の配当及び除斥期間)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議要件</u>)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会議事録</u>)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席監査等委員がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第39条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 (現行どおり) (剰余金の配当及び除斥期間)</p>
--	---

<p>第48条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 前2項に定める場合のほか、当社は、剰余金の配当を行うことができる。配当には利息を付さない。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第43条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 前二項に定める場合のほか、当社は、剰余金の配当を行うことができる。配当には利息を付さない。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p>第45条 <u>令和5年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第43条の定めるところによる。</u></p>
--	--